

様式第3号(第4条関係)

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和5年度 第2回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会

2 開催日時

令和6年3月13日(月) 10時00分から11時45分まで

3 開催場所

丹波篠山市市民センター 催事場1・2

4 会議に出席した者の氏名

(敬称略)

(1) 委 員 瀧山玲子、近成真介、中西幸治、中田京子、石田すみ子、本荘賀寿美、
平田明美、高山和子、今井進、川嶋将太、田中勇次

(2) 執行機関 事務局 人権推進課 辻川かおり、善明浩二、玉田誠二、大西由樹、
中森実

教育委員会 学校教育課 西井正樹、教育研究所 伊勢三十六

教育委員会 社会教育課 谷掛昭二

市民生活部 地域振興課 神田文彦

保健福祉部 社会福祉課 中野悟

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

公開

7 会議資料の名称

- ・令和5年度 第2回 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会 次第
- ・令和5年度丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員等名簿【資料1】
- ・丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例及び規則【資料2】
- ・令和5年度丹波篠山市人権施策事務事業【資料3】
- ・フィフティ日より、ふれあい館日より

8 審議の概要

(1) 開会 (13:30)

(事務局) 令和5年度第2回丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を開会します。本委員会は規則において、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないと定められており、15名中11名の方が出席していますので会議は成立します。また、丹波篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例に基づき、この会議は公開で行い、傍聴の受付はありませんので、傍聴を0として開催します。会議録は要点筆記方式で、後ほどホームページにて公開します。

(2) 会長あいさつ

(会長) 本日はご出席いただきありがとうございます。この間、学習研修会に参加させていただきました。「まずは対処する能力が大事であり、学習して勉強を積み重ねていくことで、色々なことが理解できる」というようなお話を伺いました。学びを続けていくことが理解を深めていくと感じています。出席賜っている団体の方たちは、それぞれの立場で人権について多くのことを考えていただいていると思います。今日は色々な報告等もございますが、後の意見交換等、皆様の思いを伝えていただき、次年度に向けて、そして今後に向けて進めていきたいと考えています。どうぞよろしく願い申し上げます。

(3) 報告事項・事業説明

資料に基づき事務局が説明

(4) 意見交換

(委員) 2ページの相談事業の、相談件数の区分分けについて、1番上の欄に「人権」と書いてあるが、その下の項目も全て人権に関する内容ではないか。区分分けの内容、捉え方についてお聞きしたい。次に、26ページの児童生徒の人権学習について、同和教育と人権教育の両立というのは大きな課題ではないかと思う。自分が小学校高学年の時、同和地区に行って学習するというカリキュラムがあった。実際にその声を聞き、「こういうのは知らないままの方がいいんじゃないか」と親に言ったところ、父親から、「それはおまえが部落問題を知らないから、そんなことを言えるんだ」と言われた。その言葉が今でも心の奥にあり、「人権教育」というのは、「心の教育」だと思っている。色々なカリキュラムの中で、子供たちが成長していく中で、心の中に残るような教育を市と現場ですり合わせて、良い形で進めていただきたい。次に、男女共同参画の報告の中で、女性登用率があるが、数字にとらわれないでほしい。何%出てきたからよしというものではなく、「本当に女性がそこで活躍しようと手を挙げているか」「それを受け止める環境が整っているか」を踏まえた上で取り組んでいただきたい。特に審議会での%が上がった感覚では受け取れるが、それぞれの団体から、市から「女性を出してくれ」と言われたから「出してくれ」という参加もあるのではないかと思う。あと1点、高齢者に対する人権の取組について、丹波篠山市の高齢化率がおそらく増えている中で、事務局からの説明で「障害者」の項目の中に「高齢者」という言葉が出てきた程度で終わったように思う。高齢者の問題は、介護の問題だけではなく、ある程度

の年齢になってくると、家庭や地域社会の中で、「阻害されている、のけ者にされている」感覚があるかと思う。サポート体制が今後必要だと思うので、項目として取上げていただきたい。

(事務局) 2 ページの人権相談件数の内容について、人権推進課における相談は、人権に関わるものだが、相談の中で「DV」「家族」「生活」などがあり、相談内容が市の中でどのような傾向にあるのかということ进行分析するために分けて記載をしている。

(委員) 全て人権に関することなので、もう少し分かりやすい表記の仕方があると思う。

(教育委員会) 小中学校における児童生徒の人権学習について、特に同和問題・部落差別に関することは、小学校では、5・6年生の道徳、社会の授業で本格的に学習に入る。ただし、小学校は市内で研究会を持っているので、学年部会で、同和教育に主眼を置いた授業研究を掘り起こすことになっている。中学校では、1年生で、社会科道徳の中でもう一度歴史的な経緯を押しえ、2年生で、明治大正になってから全国水平社までの学習、3年生で今残っている部落差別の事例や法律を勉強していくのがおおまかな課題になっている。その中で、正しく知り理解することを1番の基本に置いている。

(委員) 事細かに教育を進めていただいていると思う。授業の中、学校の中だけで終わってしまうのではなくて、子供たちが社会に出たときに生かせるような教育であってほしい。

(事務局) 審議会の女性の登用について、福祉や教育委員会など審議会の担当課は色々あるが、女性の方が役職や充て職などで就いていただくのではなく、参加しやすい方向で、各部署に呼びかけて進めていきたいと思う。

(委員) 農業委員は女性が1人ではないかと思う。いまだに男性が強い、女性はなかなか出てきにくい形があると思う。この形を何とか変えていけるような気づきをしていただきたい。

(社会福祉課) 高齢者をサポートするような体制について、担当は長寿福祉課で、細かな施策についてお答えできないが、「高齢者も障がい者もみんなでつながろう、支え合おう」「誰1人取り残さない」という方向で市として取り組んでいる。地域の見守りの中で、本当に必要なときにはサービスにつなげていこうと進めているところである。総合窓口で相談を受けた場合には、連携しながらサービスや支援を進めている。

(委員) 声を上げられない人に対する支援、気づきが必要だと思う。声を上げた人へのサポートは行き届くが、声を上げていない人へのサポートや、自分が差別を受けていることに気づかないでこれが普通だと思ってしまう人たちに、何かしらの動き、働きかけが必要だと思う。

(委員) 高齢者の見守りの取組のことで、今、実際に高齢者の方に関わっているが、資料に高齢者のことに関して書かれていないので少し疑問を持った。出かけたくても出られない、人に会いたくても会えない、電話1本かけるのもケアマネの力があるという感じで、かなり大変な思いをされている方がいる。丹波篠山市は今でも高齢者の方が多い状況だと思うので、もう少し具体的な解決に向かう支援策を審議会で皆様に考えていただけたら良いと思う。

(委員) 障がい福祉について、障がいの「がい」を平仮名と漢字で使いわけているのは意味があるのか。次に、28ページのウ、「教材等の作成・提供」について、「障がいに関する理解を深めるためのパンフレットをつくった」と書いてあるが、どのようなものを求めて、どういう調査をして、パンフレットに至ったのか教えていただきたい。私は、障がい者事業所や作業所に出向く介

護相談員をしている。雇用されている事業所に訪問活動をさせていただいている中で、まだまだ働いている人たちが「生き生きと」「楽しんで」というところを理解されているか分からないところに訪問に行って、話を聞こうと思っても本人が認識されていない方も多いため、客観的な目でものを見たり確認したりしながら、よりよい事業所の在り方につながるように相談員として動いている。このような連携を事業として取り組まれているのか教えていただきたい。

(社会福祉課) 基本的には、障がいの「がい」は平仮名にしようと思っている。漢字を使っているのは、法律などに関して使用している。「教材等の作成・提供」について、今具体的に把握できていないため報告できない。また、人権に関して福祉が取り組んでいる全てがここに掲載できていない。少し視点は変わるが、障がいのある方への適切な接し方を推進するためには、支援員や相談員の理解を進めていかなければいけないと考えているので、年に何回か研修会に参加いただくように働きかけている。

(委員) まだまだ障がい者の方が働きにくい現状だと思うので、自分から「かなん」と言えない人たちについての施策がより重要だという視点は持ち続けていただきたい。

(社会福祉課) 意思表示、意思決定がなかなかできない方がいる。小さい頃から、周りの方のフォローや聞き取り方で意思表示の在り方の訓練をする。そして、大人の場合は、周りの方が丁寧に聞き取りをして本人の意思表示を確認するということが大事だと考える。意思表示については今後大切になってくると思うので、研修もしていきたいと考えている。

(委員) 社会福祉協議会や人権・同和教育研究協議会や市の研修などの日がバッティングしていることがあるので、調整をお願いしたい。社会福祉課が障害者について、長寿福祉課が高齢者についてされている。長寿福祉課にも会に出てきてもらった方が、高齢者の人権問題や高齢者福祉も含めて色々な話ができると思うので、調整をお願いしたい。そして、同和教育を私達も教えなれないといけない中で、本当に難しく、どう教えていけばいいのだろうかと思う。一生懸命教えたから全員が理解してくれるのかというと、そんなこともない。ある程度分かったり、全然分からなかったりする。多くの方が同和教育を難しく考えていて、教えるのが大変だと思われると思うが、全員が100点を取れるわけではないので、もう少し気楽に考えて進めていければ、色々なことにつながっていくと思う。

(事務局) 人権・同和教育研究協議会とは、月に1回会を開いて講演会などについて協議をしているので、日程を調整することは可能で今までもってきている。なかなか市全体の行事と他の団体の行事全てを把握して調整するのは難しいが、情報提供する機会は各部署であると思うので、可能な限り調整ができるように進めていきたいと思う。もう1件、長寿福祉課も呼んだ方がいいという御意見だが、次回より高齢者の件について事業説明ができるように資料を作成し、担当職員を同席できるように設定していきたい。

(委員) 日程もだが、同じような内容の研修会があつたりするので、共同開催みたいなことをどんどんしていけたら良いと思う。

(会長) 広報紙等が利用できたら、各委員会の日程をカレンダーに掲載したり、ホームページを開くと見れるようにするなどできたら良いと思う。カレンダーの中に書き込みがあると誰が見ても分かるし、研修会など行事の日程が重なることも減ると思う。

(委員) 篠山にいる外国の方の中で、家族を連れて来れる資格がある人と家族を連れて来られない資格がある人たちに大きく分かれている。ベトナムの方が、外国人住民の中で43%を占めているが、多くの方は、技能実習生や特定技能1号である。1番多い技能実習と特定技能1号の間は、家族を呼び寄せられない。なので、篠山にいるベトナムの方の多くは家族滞在が少なく、相談や通訳が少ない。反面、ブラジルの方の相談や通訳が多いのは、ブラジルの方たちは家族を呼び寄せられる資格の方が多いからである。子供、家族、障がいのこと、高齢の方などの相談の通訳が多い。今、皆さんから障がいの方、高齢の方、DVの問題、いろいろあると話に出ていたが、今後、ベトナムの方がどんどん家族を呼び寄せられるようになったとき、外国の方でも同じような悩みや相談、困難がある。特に外国の方は言葉の問題があったり、制度を知らないので、まず「かなん」ということが分からない。例えば、「定額給付金、先輩はもらってるけど自分がもらえないのは何でだろう」と、支所に聞きに行って、それを説明していただく際にやさしい日本語で対応していただければ理解できることもある。なるべくやさしい日本語を使って対応していただき、それで理解できないときは、通訳さんをお願いするという方法でお願いしたいと思う。今年は、外国人住民の調整会議や基本方針の策定など動いていただいて、外国の方たちがどういうことを考えているのかを、市の方から積極的に行っていたらいいので、うれしいなと思う。

(地域振興課) 職員に対しては、やさしい日本語の研修を来年度行いたいと考えている。また、市の方で相談窓口を設置する予定で、電話通訳や、業者委託で、iPadを使ってテレビ電話の形で通訳者と外国人の市民とその方を介して話ができる形で考えている。外国人の市民の方が窓口に来られても、相談ができる、対応ができるということを知っていただくようにしていきたい。

(委員) 部落問題について、40数年前に同和对策事業ができ、同和地区の改善事業が33年間続いた。そのときに、国や行政は、啓発や教育を同時に進めている。そのときから同和问题について、同和地区外の方の同和问题を学ばれてきている。そしてその前に、同和对策審議会答申が出て、「同和问题は国の責任で、国民的課題だ」と言った。そこから今まで同和学习という啓発が続いている。改めて、「国民的課題」ということを説明し直さないといけない時代が来ていると思う。学校や住民学習で聞いていて、同和问题は日常生活の課題ではなく、別個にあるような感じを受ける。12年前にできた「まちづくり条例」には、「あらゆる人権に関する問題解決に向けた取組を推進し、人権を尊重したあたたかいまちの実現に寄与する」と書いてある。「差別はいけない、差別について知ってください」というところから、「部落差別のない社会を実現する、社会をつくる」というところに来ている。差別される方の問題ではなく、国全体の課題として捉えて、どう変えて解決していくか。よく、「同和问题を初めとして」と枕詞で出る。その枕詞になっているのは何なのか、何で国民的課題なのか、改めてそれを問い直さないと、人権課題が進んでいかないような気がしている。

(委員) 私は今学校現場にいるけれど、学校でしていることは先ほど教育委員会の方が言われたとおりのことだ。ただ、人権課題はたくさんあり、学校でそれを全てすることは難しいので、発達段階に応じて、一つ一つ問題を取上げながらしている。

(委員) 12月にあった人権フェスタに参加して、講演を聞き、「被差別部落の人と恋愛に落ちたときに、結婚をどうするかと相談されることがある。何が1番自分にとって幸せなのかを考えたら

おのずと答えが出てくる」というようなことを言われていた。資料を見て、多くの研修会などがあることを知って、もう少し参加しようと思った。

(委員) 同和問題に関して、プロバイダー責任制限法の改正の問題が国会で取上げられていて、インターネット上の部落差別であったり同和地区の摘示であったり、それ以外の誹謗中傷であったり、いろいろな人権課題があるが、個々に削除していくのは難しい。そういったものに対して、行政の方で、削除命令ができないか検討課題になっている。その点、どういう表現であれば削除できるのかは、基本的にはプロバイダーの判断で、それが国や地方自治体が、「こういった表現は誹謗中傷だから削除しなければならない」ということが、表現の自由の観点から許されるかどうか、という問題もある中で、具体的にどういうふうに削除していけるのか。丹波篠山市の場合は、仮処分という方法で削除することができたが、全ての事案において、個人で裁判をするというのは難しい。今後の課題としては、実際に侵害された場合に、国や行政がどういう形で救済ができるのか、というところも今後の課題かと思う。

(委員) 前回の会で市民意識調査のお願いをしたと思う。その結果がどうなったのか聞きたい。

(事務局) 丹波篠山市ではおおむね10年ごとに、市民の人権意識調査をしていこうということで、今回は令和8年度に実施予定としている。令和5年度に兵庫県が実施した県民人権意識調査の結果が年度末ぐらいにはホームページに上がると聞いている。まず県民の意識調査の状況を人権推進課でも把握して、令和8年度の市民への人権意識調査に反映できるように動いていく予定だ。

(会長) 閉会の挨拶を副会長お願いします。

(副会長) いろんな質問や討議をしていただき、多くの課題が出てきたように思います。私がいまだに憤慨しているのは、自民党の麻生副総裁が外務大臣に対して「あのおばさん」という発言がありました。そのことが国会の中で大きな話題にならないのは人権意識が低いと思います。外国から、この発言をめぐって、日本の社会はどうなっているのか、日本の人権意識はどこにあるのか、という話が出てきています。神戸新聞の「みんなの広場」の中に、その発言をめぐって、「自分の家族にもそういうことを言っているのか」と意見を書かれていた方もいました。もう一つ、自民党の幹事長をされていた野中さんに講演いただいたときに聞いた話ですが、自民党の総会があり、次期総理大臣を誰にするかという話になって、そこで麻生副総裁が「野中さんは部落出身だから、総理大臣にはなれへんわなあ」と発言されました。野中さんは烈火のごとく、人を差別するような人間が日本のかじ取りをするということは大きな問題だと言われました。我々は一生懸命人権問題について論議をしているのに、国民的課題と言いながら、平然と差別を行っているのが残念です。丹波篠山市においても、部落差別をはじめとする差別事象が、いつ起こっても不思議ではありません。そのときにどのように対応するのか、また、皆さん方がどのように対応していただくのか、大いに自分に問いかけていきたいと思っています。来年度の生き方の創造のテーマは「ネット社会と部落差別」です。差別に対する「怒り」というのを我々は持たなければならないなとも思っています。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。